

**事前協議1(条例協議のみ)添付図書必要記入事項**

1.【施行規則第2条第1項第1号から第8号に該当するもの】

事前協議1(様式第1号)から申し出し、協議完了後に事前協議2(様式第2号)の申出が必要となります。  
事前協議1は、正本・副本及び市が指示する部数を提出して下さい。受付後、市担当者が関係課へ配布します。  
関係各課との協議が完了後、副本を返却しますので、指導内容を整理のうえ手続きをして下さい。

図書		明示すべき事項	申請者 チェック欄
1	委任状	(1). 様式は定めていない。(委任者及び委任を受けるものの住所・氏名・電話番号を記入し捺印(認印))	
2	付近見取り図	(1). 1/2500の地形図(建設指導課で購入可能)	
3	公図の写し	(1). 申請地及び隣地を含む公図の写し(法務局備え付けの発行後3カ月以内)転写又は合成図を作成した場合は、転写日、合成日、実施者名を記入 (2). 複数枚となる場合は、合成図作成 (3). 開発区域(黄色)、里道(赤)、水路(青)を着色	
4	地積測量図又は求積図	(1). 法務局備え付けの地積測量図の写し又は開発区域丈量図(敷地求積図)	
5	公共施設求積図 建築物求積図	(1). 公共施設がある場合は、各公共施設の求積図(道路、ゴミ置場、等) (2). 建築面積・延べ面積が分かる求積図	
6	土地の登記事項証明書 (全部又は現在事項証明)	(1). 法務局発行後3カ月以内のもの(インターネットによる発行は不可)の写しを添付	
7	現況図	(1). 方位 (2). 開発区域朱線 (3). 開発区域及び隣地の現況地盤レベル (4). 開発区域辺長 (5). 境界名称(道路境界線、官民境界線、隣地境界線、等) (6). 開発区域内の地番記入 (7). 接続道路の種類・名称・幅員(敷地両端かつ幅員変化点に記入) (8). 現況道路断面図(形態が異なる場合は各々断面を作成) (9). 公共施設(雨水桝、汚水桝、給水引き込み、等)の位置、形状、名称、規格を記入	
8	土地利用計画図 ※1	(1). 方位 (2). 開発区域朱線 (3). 開発区域の計画地盤レベル及び隣地の現況地盤レベル (4). 開発区域辺長 (5). 境界名称(道路境界線、官民境界線、隣地境界線、等) (6). 予定建築物の用途 (7). 公共施設凡例(雨水桝、汚水桝、給水引き込み、等) (8). 接続道路の種類・名称・幅員(敷地両端かつ幅員変化点に記入)建築基準法第42条第2項道路、第43条第2項通路である場合は、当課調査方法を記入。	
9	排水計画平面図 ※2	(1). 人孔、本管、桝、取付管、等の施設を図面表記 (2). 公共施設凡例(雨水桝、汚水桝、給水引き込み、等) ※1別紙(土地利用計画)参照 (3). 開発区域内の雨水排水方向を矢印で表記 (4). 雨水・汚水の放流先管理者名を記入(水利権がある場合は、水利組合名も記入) (5). 浄化槽設置の場合は、敷地内排水計画を含み放流先まで	
10	流量計算書	(1). 開発区域から放流する本管及び側溝の計算書 (2). 各宅地から本管へ放流する計算書	
11	排水計画構造図	(1). 排水施設詳細図(人孔・雨水桝・汚水桝・開渠・暗渠等)	
12	流末水路構造図	(1). 各最終桝の断面及び放流先の水路・河川・本管・側溝等の形状。放流口(引込管等)の排水施設の高さ。	
13	給水計画平面図 ※2	(1). 給水引込管の管種・管径を表記 (2). 給水本管の管径・管径を表記	
14	消防水利図	(1). 消火栓、防火水槽(13にまとめてもよい) (2). 消防活動用空地を表記(8にまとめてもよい)	
15	建物平面図	(1). 各階平面図及び室の用途 店舗の種類等を表記。	

※1 別紙：土地利用計画図記入例あり ※2 別紙：給(排水)計画図記入例あり

16	建物立面図	(1). 2面以上作成（景観条例第16条に規定する大規模建築物等の届出が必要な建築物については、色彩表記（マンセル表色系）を明記）	
17	建物断面図	(1). 各階の階高、軒高、最高の高さ、その他の寸法を表記。 (2). 平均地盤が生じる場合はその算出式と根拠となる寸法を記載 (3). 埋蔵文化財包蔵地内については、基礎部の矩計図が必要です。（正・副・郷土文化課提出分）	
18	工場危険物調書	(1). 工場及び危険物の貯蔵、処理に関するもの。確認申請用の調書（写し）を使用し、正・副・環境保全課用に添付	
19	公共公益施設詳細図	(1). 各公共公益施設詳細図。技術基準に基づき作成	
20	その他	(1). その他市長が必要と認めるもの	

※1 別紙：土地利用計画図記入例あり ※2 別紙：給(排水)計画図記入例あり

○上記内容は一般的事項ですので、当課及び関係各課との協議により資料の追加、追記事項が発生します。